



石川経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

# 税理士法人石川経営レポート

488号

今月の視点

## あなたの確定申告 ～損をしないために、1年の増減財産のふりかえり～

今年も2月1日を迎え確定申告の時期が始まりました。私たち自身の個人としての業績はいかがでしょうか？財産の増減はいかがでしょうか？税引き後のキャッシュフローと生活費の係わりでその答えは、大きく変わります。

世の中、お金が全て！！とは言いませんが、来るべき老後（必ず来ます）に備え、あるいは新たに事業や夢の実現に向け、はたまた愛する人に残したいなど。財産にこだわる理由は人それぞれです。

適切な節税や冗費節約を実践してこそ、健全な財産形成が実行されます。今月はその重要事項をレポートいたします。

個人事業主は、毎年恒例の申告です。その他の納税者の方々は確定申告が必要となる場合の内、確定申告しなければ損をしてしまうケースと、節税となるケースなどがあります。平成27年改正点について、それに伴う必要となってくる手続きについて確認していきましょう。

### （1）財産債務調書制度の創設

平成27年度税制改正で創設され、平成27年12月31日の財産債務の状況について、平成28年3月15日までに提出します。

義務者は、その年分に2,000万円超の所得があり、かつその年の12月31日保有資産3億円以上あるいは保有有価証券などの国外転出時課税の対象財産が1億円以上である人です。

※罰則（インセンティブ）：通常の過少申告加算税は10%（15%）、無申告加算税は15%（20%）です。

上記の調書に記載のある修正申告については5%軽減されます。調書に記載がない場合の過少申告加算税については、5%加重されます。

加重措置については、所得税のみが対象で、相続税については適用対象外です。

### 【ランチェスター経営戦略セミナー】

平成28年3月5日(土)15時～18時

税理士法人石川経営 3F セミナールームにて、

ランチェスター経営公認講師 川端康浩氏をお招きして

ランチェスター経営戦略理論を用いた営業戦略についてご講話して頂きます。

※セミナーの詳細につきましては、同封の案内状をご覧ください。

### ①財産債務調書の位置付け

「平成27年度税制改正大綱」には、財産債務調書制度の創設について、国外転出時課税制度の導入にあわせて、「現行の財産債務明細書について、所得税・相続税の申告の適正性を確保するため、記載内容を充実するなどの見直しを行う」とされています。

改正後の国外送金等調書法1条に注目する必要がある。すなわち、財産債務調書は、国外財産のみならず、国内財産・債務も含めた各種情報の国税当局における把握に資するための手段であることを注視する必要があります。

### ②資産情報の調書化

財産債務明細書に代替するものが財産調書制度です。「資産情報の名寄せを調書として法定化」して、「所得課税と資産課税の一層の公平の実現」に資するものです。これにより法定調書の対象となる財産が大幅に拡充されます。

### ③マイナンバーの必要性

我が国には、複数の機関に存在する個人の情報を同一の者の情報であるということを確認する基盤が存在していないため、次のような問題が発生しています。

- ・名寄せが困難なものについては、活用に限界がある。
- ・より正確な所得や資産の把握に基づいた柔軟できめ細やかな社会保障制度の導入が困難である。
- ・行政の効率化や透明性への要請があることに対して、過誤や無駄が十分に排除されていない。

このように、保有資産を把握するためには改善が必要であり、これらの不備を補うための施策が、平成27年度及び今後の納税環境整備です。

## (2) 平成27年度税制改正のポイント

### ①所得税の最高税率引上げ

平成27年分以降40%から45%へ5%引き上げられます。

### ②相続税の取得費加算の特例の改正

提出期限（相続開始から10ヶ月）から3年以内に譲渡した場合で、その譲渡資産が土地等であるときは、一定の算式により計算した金額を取得費に加算することができます。

この加算することができる取得費の計算式の分子が、「すべての土地等」から「譲渡した土地等」に変更されます。

### ③公的年金等に係る確定申告不要制度の改正

所得400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得が20万円以下であるときは、申告不要の選択により、所得税の確定申告書を提出しないことができます。

源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける人は、この確定申告不要制度の適用を受けられないこととされました。

### ④出国をする場合の譲渡所得等の特例の創設

一定期間、日本で居住した後に、海外に移住して非居住者となる人のうち、有価証券等を1億円以上保有する人は、出国直前に当該有価証券等を譲渡し同時に買い戻したとみなして、含み益について課税されます。ただし、一定要件を満たした場合には、納税猶予も可能です。

### ⑤ふるさと納税制度の拡充等

ふるさと納税の特例控除限度額の控除限度額が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられました。

この改正は、平成28年度分以降の住民税について適用されます。

### **(3) すでに法律は成立しているが、適用が平成28年分以降のもの**

#### **①給与所得控除額の上限定**

平成28年分については、給与の収入金額が1,200万円を超える場合は、給与所得控除額は230万円になります。

#### **②ジュニアNISA制度の創設**

その年の1月1日において20歳未満の人およびその年に生まれた人が開設する未成年者口座内の上場株式等（年間最高80万円を上限）の配当、譲渡益を最長5年間非課税とする制度です。

#### **③NISA制度の拡充**

非課税限度額が、年間100万円から120万円に引き上げられました。

#### **④住宅税制の改正**

住宅ローン控除等の特例が平成29年12月31日までの適用から、1年6ヶ月延長され、平成31年6月30日までとされました。

#### **⑤国外居住親族に係る扶養親族等の書類の添付等義務化**

確定申告では、障害者控除、扶養控除等の親族関係書類および送金関係書類を確定申告書に添付します。

源泉徴収では、扶養控除等の親族関係書類を提出し、提示しなければならないことになりました。

給与等の年末調整では、配偶者控除、扶養控除等の送金関係書類を提出し、または提示しなければならないことになりました。

#### **⑥上場株式等と非上場株式等の内部通算の廃止**

上場株式等の譲渡所得等と、非上場株式等の譲渡所得等との間の所得の通算ができなくなります。

#### **⑦マイナンバーの記載**

平成28年分以降の所得税の確定申告書には、マイナンバーを記載することになります。

以上、弊法人の皆様方への本年の行動指針です。ご質問・ご意見がありましたらどうぞお問合せいただけたら幸いです。

**石川 光男**

## **人生の四苦の意味（丸山敏雄一日一話より）**

いわゆる人生の四苦の第一、肉体の苦痛は、精神のゆがみ、生活の不自然の影にすぎぬ。

第二、物質についての悩みは、いやしい欲心のかたまりの反映である。物の欠乏は、心の欠乏の影である。

第三、他人にこうあって欲しいと求めるところは、己が至らぬことの反映にすぎない。ただ自分が改まれば、すべてが解決する。

第四、幸福も、名誉も地位も、自分のものではない、天与のもの。ただまっしぐらに、今の仕事、今の方向を進めばよい。

**今月のセミナー** ※ 各セミナー共、事前のお申込みをFAXにてお願いします。

1. 2月 23日(火) 補助金獲得士講座  
『補助金獲得士講座』  
講師 林 泰寛 氏 時間 16:00~19:00  
会費 既存受講生 無料 その他 10,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り
  
2. 2月 24日(水) 税理士平川忠雄 DVDセミナー  
『平成28年度税制改正の具体的内容パート2』  
講師 柴田 和浩 時間 17:00~18:00  
会費 会員 500円 一般 1,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り
  
3. 2月 29日(月) 相続税セミナー  
『相続税増税への対応・生前贈与の対策』  
講師 石川 光男 時間 17:30~19:00  
会費 会員 500円 その他 1,000円  
場所 石川経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

**熱田・港倫理法人会のセミナー** お問い合わせは石川経営まで **TEL 651-6000**

1. 2月 17日(水) 倫理経営基礎講座  
テーマ 「 純粹倫理の特質 」  
講師 藤原 忠生 氏  
時間 PM 19:00 ~ PM 20:00 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
  
2. 2月 18日(木) 第517回 経営者モーニングセミナー  
テーマ 『 学んだ倫理を生きる力に 』  
講師 藤原 忠生 氏  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
  
3. 2月 25日(木) 第518回 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「 愛知県後継者倫理塾で学んだこと 」  
講師 齋藤 充廣 氏  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ

**※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。**

**受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。**

**※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木3-7-15  
TEL 052-331-6411**

## 【将軍の日(中期[5カ年]経営計画立案セミナー)】

自社分析・経営目標作成・5カ年計画数値立案を1日で完成させます。  
事業承継の為に、社員へ方向性を示す為に、経営計画を立案しませんか？  
当事務所スタッフが経営者の皆様に寄り添い共に経営計画書を作成致します。

開催日時:平成 28 年 3 月 19 日(土)10:00~18:00

平成 28 年 4 月 16 日(土)10:00~18:00

会場:税理士法人石川経営

詳しい案内は同封の将軍の日案内をご覧ください。

法律相談は当事務所顧問の永井・村田弁護士へ口答相談は無料です。  
【トラブル防止は事前相談から】当事務所担当者へご連絡下さい。

### 2月の税務と労務

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ・ 1 2月の決算法人の確定申告、納税 | 期限( 2月29日) |
| ・ 6月の決算法人の中間申告、納税   | 期限( 2月29日) |
| ・ 6月の決算法人の消費税の中間申告  | 期限( 2月29日) |
| ・ 1月分源泉所得税納付        | 期限( 2月10日) |

発行人 税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男  
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号  
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066  
ishikawa@ishikawakk.or.jp